

事業契約書（案）

- 1 事業名 倉敷市児島モーターボート競走場スタンド棟施設整備事業
- 2 事業場所 倉敷市児島元浜町6番地3 地内
- 3 契約期間 契約締結の日 から
令和 年 月 日 まで
- 4 請負代金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)
- 5 契約保証金
- 6 解体工事に要する費用等 別紙3のとおり

倉敷市(以下「発注者」という。)と [] (以下「代表企業」という。)、[]、
[] 及び [] (これらの企業を個別に又は総称して「構成企業」といい、
代表企業と構成企業を総称して、以下「受注者」という。)は、倉敷市児島モーターボート
競走場スタンド棟施設整備事業(以下「本事業」という。)の委託について、各々の対等な
立場における合意に基づいて、倉敷市児島モーターボート競走場スタンド棟施設整備事業
契約約款によって公正な事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとす
る。

本契約の締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自そ
の1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 倉敷市児島元浜町6番地3
倉敷市
倉敷市モーターボート競走事業管理者 矢 島 薫

受注者
(代表企業)
所在地
商号又は名称
代表者名

(構成企業)
所在地
商号又は名称
代表者名

(構成企業)
所在地
商号又は名称
代表者名

(構成企業)
所在地
商号又は名称
代表者名

倉敷市児島モーターボート競走場スタンド棟施設整備事業契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、基本条件図書（実施要領、要求水準書、基本設計書、基本設計書図面編及びその他実施要領と一体的な書類（以下「実施要領等」という。）及び実施要領等に対する質問への回答並びにV E提案対話の結果として通知されたものをいう。以下同じ。）及び技術提案書等（実施要領等に記載の発注者の指定する様式に従い作成され、受注者が発注者へ提出した書類及びその他本事業の公募に関し受注者が発注者に提出した書類、図書等の一切をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款、基本条件図書及び技術提案書等を内容とする請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 発注者は、この契約締結後に、発注者から受注者へ要請すべき事項（本事業の事業者選定委員会からの指摘を含む。）が生じた場合はその内容を直ちに受注者に通知するものとし、受注者は、その内容が基本条件図書の内容やその趣旨から逸脱しない範囲の事項については、発注者の要請する事項にできる限り応じるよう努めなければならない。ただし、この約款に定めた方法により基本条件図書を変更した場合はその規定によるものとする。
 - 3 この約款、基本条件図書及び技術提案書等の内容が矛盾する場合、その適用における優先順位は、この約款、基本条件図書、技術提案書等とし、同一順位の書類間では発注者が優先順位を選択する。ただし、技術提案書等と技術提案書等に優先する書類等との間に齟齬がある場合で、技術提案書等に記載された業務水準が技術提案書等に優先する書類に記載された業務水準（要求水準書で定める要求水準を含む。）を上回るときは、その限度で技術提案書等の記載が優先されるものとする。
 - 4 受注者は、この契約に定めた工事目的物の設計業務（解体設計及び実施設計を含む。以下同じ。）、工事の施工業務（設計、工事監理を除く、解体工事、工事目的物の建設工事その他本事業の実施に必要な業務の実施を含む。以下同じ。）及び工事監理業務をこの契約に定めた履行期間内に完了し（この契約の成果物及び工事目的物の引渡しも含む。）、発注者は、請負代金額を支払うものとする。
 - 5 調査、設計、仮設、施工方法、工事監理その他前項に定める受注者の業務を完了するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び基本条件図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 6 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 7 この約款に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 9 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 10 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、基本条件図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 11 この約款及び基本条件図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 13 この契約に係る訴訟については、岡山地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 14 受注者がグループ又は共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を代表企業に対して行うものとし、発注者が当該代表企業に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、すべての構成企業に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表企業を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、この契約に基づく受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する発注者が确实と認める金融機関等又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「保証事業法」という。)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、請負代金額(消費税相当額を含む。以下同じ。)の100分の10以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第68条第3項各号に規定する者による契約の解除についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の100分の10に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。ただし、当該請負代金額の増減額が原請負代金額の3割以内の場合においては、この限りでない。

6 発注者は、この契約に基づく受注者の業務がすべて完了したとき又は第64条第1項若しくは第65条の規定によりこの契約が解除されたときは、契約保証金(契約保証金に代わる担保として提供された有価証券等を含む。)を受注者に還付するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、第33条に定める設計業務の成果物(未完成の実設計図書(第33条で定義する。)並びに設計業務を行う上で得られた記録等を含む。)その他受注者がこの契約に基づく業務を履行する上で得られた記録等、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第40条第2項の規定による検査に合格したもの及び第59条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は質権若しくは抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る業務の履行に必要な資金

が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第5条 受注者は、設計業務、工事監理業務及び付随業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の事前の承諾を得たときは、この限りではない。

- 2 受注者は、工事の施工業務の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人等の届出)

第6条 受注者は、前条に基づいてこの契約に基づく受注者の業務を第三者に委任し、又は請け負わせた場合、当該第三者（以下「下請負人等」という。）の決定後、すべての下請負人等について、発注者にその商号又は名称その他発注者が必要と認める事項を直ちに届け出なければならない。工事の施工業務に関して施工体制台帳を作成した場合は、併せてこれを提出しなければならない。

(統括責任者)

第7条 受注者は、この契約の締結後、直ちにこの契約に基づく業務すべてについてその運営、取締りを行う代表企業から選ばれた統括責任者を設置しなければならない。また、受注者は、統括責任者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。統括責任者を変更したときも同様とする。

- 2 統括責任者は、この契約の履行を含むこの契約に基づく業務に関してそのすべての運営、取締りを行うほか、本事業に関して代表企業及び構成企業を含む受注者のすべての代表として、この契約に基づく受注者の一切の権限の行使を行うものとし、また、発注者は、この契約に基づく通知を統括責任者に行うことができる。

(監督員)

第8条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、基本条件図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の使用人、前条に定める統括責任者、第34条に定める設計業務の管理技術者、第39条に定める現場代理人、主任技術者、専門技術者及び第51条に定める工事監理業務の管理技術者に対する指示、承諾又は協議
- (2) この約款及び基本条件図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) 設計業務の進捗の確認、設計図書（第33条で定義する。以下本条において同じ。）の記載内容と設計業務の履行内容との照合その他この契約に基づく受注者の業務の履行状況の調査
- (4) 基本条件図書及び設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が

作成した詳細図等の承諾

(5) 基本条件図書及び設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款及び基本条件図書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この約款及び基本条件図書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、この約款又は基本条件図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(特許権等の使用)

第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、基本条件図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(著作権の譲渡等)

第10条 受注者は、この契約に基づく受注者の業務の成果物（以下この条から第13条までにおいて単に「成果物」という。）又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、同法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（同法第27条及び第28条の権利を含み、第13条において「著作権等」という。）のうち受注者に帰属するもの（同法第2章第3節第2款に規定する著作者人格権を除く。）を当該成果物の引渡し時に発注者に譲渡する。

(著作者人格権の制限)

第11条 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は同第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

(1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

(2) 本件建築物の完成、増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

(3) 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

(4) 本件建築物を増築し、改築し、修繕若しくは模様替により改変し、又は取り壊すこと。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は合意を得た場合は、この限りでない。

(1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

(2) 本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。

3 発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は同第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

(受注者の利用)

第12条 発注者は、受注者に対し、受注者がこの契約に基づく義務を履行するために成果物を複製し、又は、翻案することを許諾する。

(著作権の侵害の防止)

第13条 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

- 2 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(許認可、届出等)

第14条 この契約に基づく受注者の業務を履行するために必要な一切の許認可等は、受注者がその責任及び費用負担において取得、維持し、必要な一切の届出等についても受注者がその責任及び費用負担において提出しなければならない。ただし、発注者が取得、維持すべき許認可等及び発注者が提出すべき届出等であって、受注者が発注者からその取得、維持、又は提出について委任を受けていないものについては、この限りでない。

- 2 受注者は、前項の許認可等の申請に際しては、発注者に事前説明及び事後報告を行う。
- 3 発注者は、受注者からの要請がある場合は、受注者による許認可等の取得、届出等及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。
- 4 受注者は、発注者からの要請がある場合は、発注者による許認可等の取得、届出等及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。
- 5 受注者は、許認可等取得の遅延により増加費用又は損害が生じた場合、当該増加費用又は当該損害を負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき場合は、発注者が当該増加費用又は当該損害を負担する。

(履行報告)

第15条 受注者は、基本条件図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(支給品及び貸与品)

第16条 発注者が受注者に貸与し又は支給する図面その他この契約に基づく受注者の業務に必要な物品並びに発注者が受注者に支給する工事材料及び貸与する建設機械器具（以下、発注者が受注者に支給するものを「支給品」といい、発注者が受注者に貸与するものを「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、基本条件図書又は設計図書（第33条で定義する。以下、本条において同じ。）に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給品又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給品又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が基本条件図書又は設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給品又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

- 4 受注者は、支給品又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給品又は貸与品の種類、品質、数量又は規格若しくは性能に関し、第2項の検査により発見することが困難であった基本条件図書又は設計図書の定めにも適合しないことなどがあり使用に相当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給品若しくは貸与品に代えて他の支給品若しくは貸与品を引き渡し、支給品若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給品若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給品又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給品及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、基本条件図書又は設計図書に定めるところにより、工事の完成、基本条件図書又は設計図書の変更等によって不用となった支給品又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給品又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給品又は貸与品の使用方法が基本条件図書又は設計図書に明示されていないときは、発注者又は監督員の指示に従わなければならない。

(基本条件図書、技術提案書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との間で合意した内容とこの契約に基づく受注者の業務内容が一致しない場合の履行責任)

第17条 受注者は、設計業務、工事監理業務又は付随業務の内容が、基本条件図書、技術提案書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との間で合意した内容にも適合しないことを理由として、発注者がこれらに適合させるために必要な措置の履行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときであって、必要があると認められるときは、発注者は、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

- 第18条 受注者は、この契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 基本条件図書の内容が一致しないこと（優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 基本条件図書に誤り又は脱漏があること。
 - (3) 基本条件図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等基本条件図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 基本条件図書で明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない

場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、前項の調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 第2項の調査の結果において第1項の事実が発注者と受注者の間において確認された場合、必要があると認められるときは、発注者又は受注者は、次の各号に掲げるところにより、基本条件図書又は設計図書（第33条で定義する。以下、本条において同じ。）の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し基本条件図書又は設計図書を訂正する必要があるものは、基本条件図書については発注者が、設計図書については発注者が指示して受注者がその訂正を行うものとする。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し基本条件図書又は設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、基本条件図書については発注者が、設計図書については発注者が指示して受注者がその変更を行うものとする。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し基本条件図書又は設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、その変更を発注者と受注者が協議して、基本条件図書については発注者が、設計図書については発注者が指示して受注者が行うものとする。
- 5 前項の規定により基本条件図書又は設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

- 第19条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者がこの契約に基づく業務を履行できないと認められるときは、発注者は、この契約に基づく業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、この契約に基づく業務の全部又は一部の履行を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、この契約に基づく業務の中止内容を受注者に通知して、この契約に基づく業務の全部又は一部の履行を一時中止させることができる。
 - 3 発注者は、前2項の規定によりこの契約に基づく受注者の業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者がこの契約に基づく業務の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他この契約に基づく業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

- 第20条 発注者は、この契約に基づき履行期間の変更をするときは、工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により履行期間内にこの契約に基づく業務を完了（工事目的物の引渡しを含む。以下同じ。）することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による履行期間の短縮等）

第22条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第23条 この契約に基づく履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が履行期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第25条 発注者又は受注者は、この契約に基づく業務の履行期間内に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、この契約に基づく業務の契約締結の日の属する月から工事の着工の日（既存スタンド棟改修工事、既存スタンド棟解体工事、及び新スタンド棟増築工事など、工事の着工の日と認められる基準日が複数ある場合は、発注者と受注者とが協議して工事の着工の日となる基準日を複数定めることができる。）の属する月までの間に、1000分の15を超える変動がある場合にのみ行うことができるものとする。

- 3 第1項の規定による請負代金額の変更は、別紙1に基づき発注者と受注者とは協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 発注者及び受注者は、第1項の規定による請求をそれぞれ1回のみ（発注者と受注者とは協議して工事の着工の日と認められる基準日を複数定めた場合は、それぞれについて1回のみとする。）行うことができるものとする。
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とは協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更等に代える設計図書又は基本条件図書の変更）

- 第26条 発注者は、第9条、第16条から第19条まで、第21条、第22条、第25条、第27条、第28条、第30条、第31条、第35条、第43条及び第45条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書（第33条で定義する。以下、本条において同じ。）を受注者に指示して変更させ又は基本条件図書を変更することができる。この場合において、設計図書又は基本条件図書の変更内容は、発注者と受注者とは協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

- 第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用の

うち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第28条 この契約に基づく受注者の業務の完了前に、設計業務の成果物、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他この契約に基づく業務を行うにつき生じた損害（次条第1項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第42条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 この契約に基づく業務の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第42条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他この契約に基づく業務の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（基本条件図書又は設計図書（第33条で定義する。）で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、この契約に基づく受注者の業務のうち既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第42条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（既履行部分又は工事目的物、仮設物若しくは工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第40条第2項、第41条第1項若しくは第2項又は第59条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 既履行部分に関する損害

損害を受けた既履行部分に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(4) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(法令等の変更)

第31条 受注者は、この契約の締結日以後に法令等（法律、政令、内閣府令及び省令、条例及び規則、通達、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断その他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。以下同じ。）が変更されたことにより、この契約に基づく業務が履行できなくなった場合は、その内容の詳細を直ちに発注者に対して通知しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、当該通知以後、この契約に基づく自己の義務が適用法令等に違反することとなったときは、当該法令等に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。ただし、発注者及び受注者は、法令等の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 発注者が受注者から前項の通知を受領した場合、発注者及び受注者は、当該法令等の変更に対応するための措置について協議する。当該協議にもかかわらず、変更された法令等の公布日から60日以内に合意が成立しない場合は、発注者が法令等の変更に対する措置を受注者に対して通知し、受注者はこれに従い、この契約に基づく業務を継続する。

- 3 法令等の変更により、この契約に基づく受注者の業務について受注者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、次の各号のいずれかに該当する法令等の変更により生じた増加費用及び損害であって合理的と認められる範囲のものについては発注者が負担し、それ以外については受注者が負担する。

(1) この契約に基づく受注者の業務に、特別に又は典型的に影響を及ぼす法令等の新設又は変更

(2) 前号に該当せず、この契約に基づく受注者の業務に影響を及ぼす法令等の新設又は変更であり、これに伴う受注者による増加費用の発生を合理的に期待できないと認められる場合

(3) 消費税及び地方消費税の変更に関するもの（税率の変更を含む。）

(事前調査業務)

- 第32条 受注者は、基本条件図書及び技術提案書等に基づき、設計業務及び工事の施工業務に必要な事前調査（以下「事前調査業務」という。）を実施するものとする。
- 2 受注者は、前項に基づく事前調査業務の実施前に、事前調査業務の工程表その他の必要な書類を提出して発注者の確認を受け、また、前項に基づく事前調査業務の実施後に、調査報告書を提出して発注者の確認を受けるものとする。
 - 3 受注者は、事前調査業務その他のこの契約に基づく調査又はその調査結果に係る一切の責任及び費用並びに当該調査の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び増加費用を負担するものとする。
 - 4 受注者は、事前調査業務その他のこの契約に基づく調査を行った結果、新たな事情が判明した場合（次項及び第6項の場合を除く。）、それによる増加費用を負担する。
 - 5 受注者は、事前調査業務その他のこの契約に基づく調査を行った結果、工事用地等にそれ以前になされた受注者による調査の結果若しくは基本条件図書から合理的に予見できない土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在等が発見され、かつ、それによって受注者がこの契約に基づく業務を履行することができない場合、又は受注者がこの契約に基づく業務を履行するために著しい増加費用が発生する場合には、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 6 前項の場合において、履行期間の延長が避けられない場合、発注者は、受注者と協議の上、履行期間を延長することができる。また、前項の場合、発注者は、受注者に生じる増加費用を合理的な範囲内で負担するものとする。

（設計業務）

- 第33条 受注者は、基本条件図書及び技術提案書等に基づき、工事目的物の実施設計（以下、基本条件図書に定める工事目的物の実施設計業務を「設計業務」という。）を実施するものとする。
- 2 発注者は、その意図する工事目的物の実施設計に係る設計図書（以下「実施設計図書」といい、これを個別に又は付随する関係図書と総称して「設計図書」という。）を完成させるため、設計業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者（第34条第1項に規定する管理技術者をいう。以下この項において同じ。）に対して行うことができる。この場合において、受注者又は管理技術者は、当該指示に従い、設計業務を行わなければならない。
 - 3 受注者は、この契約の締結後設計業務の着手の日までに当該設計業務の工程表を含む設計計画書その他の必要な書類を発注者に提出して、その承認を受けるものとする。
 - 4 受注者は、設計業務を完了したときは、その旨を発注者に通知し、当該設計業務に係る設計図書を発注者に提出しなければならない。
 - 5 発注者は、前項の通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に設計業務の完了を確認するための検査を行うものとする。
 - 6 前項の規定による検査の結果、提出された設計図書が、法令、この契約の規定、基本条件図書若しくは技術提案書等を満たさず、又は発注者及び受注者の協議において合意された内容に合致しない場合、発注者は、受注者に対し、相当の期間を定めて是正（受注者が既に当該設計図書に係る工事に着手している場合には、工事に関する必要な修補等を含む。）を求めることができる。
 - 7 受注者は、前項の規定に基づき是正を求められた場合、受注者の負担において遅滞なく是正を行い、再検査を受けなければならない。この場合において、是正を要する事項が基本条件図書又は発注者の指示により生じたときは、発注者は、当該是正に係る受注者の増加費用及び損害を合理的な範囲で負担するものとする。ただし、受注者が基本条件図書又は発注者の指図が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
 - 8 第5項及び第6項の規定は、前項に規定する再検査の場合に準用する。

9 受注者は、設計図書がこの条に定める検査（再検査を含む。）に合格したときは、遅滞なく当該設計図書を発注者に引き渡さなければならない。この場合において、受注者は、当該設計図書に係る引渡書を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要としない場合は、その提出を省略することができる。

（設計業務の管理技術者）

第34条 受注者は、設計業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項及び設計業務の履行に係る人的体制を設計業務着手前に発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、発注者の監督又は指示に従い、受注者の設計業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

（設計図書、基本条件図書の変更）

第35条 発注者は、必要があると認めるときは、基本条件図書、設計図書の変更内容を受注者に通知して、基本条件図書を変更し、又は設計図書を受注者に指示して変更させることができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（施工業務）

第36条 受注者は、基本条件図書、技術提案書等及び設計図書に基づき、この契約に定める工事目的物の施工業務（以下「施工業務」という。）を実施するものとする。

（工事の工程表等）

第37条 受注者は、実施設計について第33条第9項の引渡書を提出した日から7日以内に、基本条件図書、技術提案書等及び設計図書に基づいて、総合施工計画書、工事全体工程表及び下請負人等届出書その他必要な書類を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 前項の工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（工事用地の確保等）

第38条 発注者は、工事用地その他基本条件図書又は設計図書において発注者が提供すべきものと定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（基本条件図書又は設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、基本条件図書又は設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人等の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若

しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(現場代理人及び主任技術者等)

第39条 受注者は、基本条件図書に定めるところにより、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項の規定に該当する場合にあっては監理技術者とし、同条第3項の規定に該当する場合にあっては専任の主任技術者又は監理技術者とし、同条第4項の規定に該当する場合にあっては監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者とする。以下同じ。）

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金額の請求及び受領、第52条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく工事に関する受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者、及び統括責任者の兼任については、基本条件図書に定めるところによる。

(工事材料の品質及び検査等)

第40条 工事材料の品質については、基本条件図書又は設計図書に定めるところによる。基本条件図書又は設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、基本条件図書又は設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を発注者又は監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第41条 受注者は、基本条件図書又は設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、基本条件図書又は設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、監督員が特に必要があると認めて基本条件図書又は設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、基本条件図書又は設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(火災保険等)

- 第42条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給品を含む。以下この条において同じ。）等を基本条件図書及び設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
 - 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(基本条件図書又は設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第43条 受注者は、工事の施工部分が基本条件図書又は設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、受注者が第40条第2項又は第41条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
 - 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が基本条件図書又は設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(検査及び引渡し)

- 第44条 受注者は、施工業務が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下この条において「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、基本

条件図書又は設計図書に定めるところにより、当該業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、受注者が検査に立ち会わないときは、発注者のみでこれを行うことができ。この場合において、発注者又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、当該工事に係る工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 第2項の規定による検査に合格した時をもって、当該検査に係る工事目的物が発注者に引き渡され、当該工事目的物（工事の完成まで所有権が発注者以外に帰属するものに限る。）の所有権が発注者に移転するものとし、移転と同時に発注者に当該物件の引渡しがあったものとみなす。
- 5 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者又は検査員の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前4項の規定を適用する。

(部分引渡し)

第45条 工事目的物について、基本条件図書又は設計図書の定めるところにより施工業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分、又は受注者が施工業務の完了に先立って引渡しを行わなければ当該業務を完了させることができない部分（以下、併せて「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の施工業務が完了したときは、第44条中「施工業務」とあるのは「指定部分に係る施工業務」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、第55条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第55条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、前項の規定により準用される第55条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金額＝指定部分に相応する請負代金の額×（1－前払金額／請負代金額）

(部分使用)

第46条 発注者は、第33条第9項又は第44条第4項の規定による引渡し前においても、当該設計業務の成果物及び当該工事に係る工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により設計業務の成果物及び工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第47条 発注者は、この契約に基づく受注者の業務の成果物又は工事目的物が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して当該成果物又は当該工事目的物の修補若しくは代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求

した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて請負代金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに請負代金額の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) この契約に基づく受注者の業務の成果物若しくは工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければこの契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第48条 発注者は、引き渡されたこの契約に基づく受注者の業務の成果物又は工事目的物に関し、第44条第4項の規定による引渡し（この契約に基づく受注者の業務の成果物及び工事目的物のすべての引渡し完了することを意味し、以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、請負代金額の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）のうちに契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、この契約に基づく受注者の業務の成果物又は工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 引き渡されたこの契約に基づく受注者の業務の成果物及び工事目的物の契約不適合が支給品の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(工事監理業務)

第49条 受注者は、基本条件図書及び技術提案書等に基づき、日本国の法令を遵守し、工事に係る監理業務（以下「工事監理業務」という。）を実施するものとする。

- 2 発注者は、その意図する工事監理業務を完了させるため、工事監理業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者（第50条第1項に規定する管理技術者をいう。以下この項において同じ。）に対して行うことができる。この場合において、受注者又は管理技術者は、当該指示に従い、工事監理業務を行わなければならない。
- 3 受注者は、基本条件図書及び技術提案書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との合意がある場合を除き、工事監理業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

(工事監理業務に関する業務計画書の提出)

第50条 受注者は、受注者が実施設計についての第33条第9項の引渡書を提出した日から7日以内に基本条件図書及び技術提案書等に基づいて工事監理業務に関する業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この約款のほかの条項の規定により履行期間又は基本条件図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して工事監理業務に関する業務計画書の再提出を請求することができる。この場合において第1項中「受注者が実施設計についての第33条第9項の引渡書を提出した日から」とあるのは「発注者が業務計画書の再提出の請求をした日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 第1項（第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の業務計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(工事監理業務の管理技術者)

第51条 受注者は、工事監理業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

- 2 前項に定める管理技術者は、第34条に定める設計業務の管理技術者と同一の者であってはならない。

(工事関係者等に関する措置請求)

第52条 発注者は、設計業務の管理技術者、工事監理業務の管理技術者、受注者の使用人、第5条の規定により受注者からこの契約に基づく受注者の業務を委任され若しくは請け負った者、現場代理人又は統括責任者がその職務（主任技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人又は統括責任者にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、主任技術者、専門技術者（これらの者と現場代理人又は統括責任者を兼任する者を除く。）、設計業務の管理技術者、工事監理業務の管理技術者その他受注者がこの契約を履行するために使用している下請負人等、労働者等でこの契約の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求

することができる。

- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果につき請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(付随業務)

- 第53条 受注者は、基本条件図書及び技術提案書等に基づき、設計業務、施工業務及び工事監理業務以外のその他本事業の実施に必要な業務（以下「付随業務」という。）を実施するものとする。
- 2 受注者は、付随業務の完了時に発注者に対して業務完了届を提出するものとする。

(近隣対策等)

- 第54条 受注者は、この契約に基づく業務の履行に先立ち、関係法令に基づき、自らの責任と費用負担において、工事用地等の近隣の住民及びポートレース関係者（以下「近隣住民等」という。）に対し、この契約に基づく業務の履行期間や工程等を十分に説明しなければならない。
- 2 受注者は、この契約に基づく業務の履行により発生する騒音、振動、排水、臭気、塵埃等により、近隣住民等に対する悪影響等が生じないように十分配慮しなければならない。近隣住民等との間で紛争が生じた場合、誠意をもって解決にあたり、この契約に基づく業務の円滑な進捗に努めなければならない。
 - 3 受注者は、この契約に基づく業務の履行により（騒音、振動、排水、臭気、塵埃等による場合を含むがこれに限られない。以下この条において同じ。）近隣住民等に損害を与えるおそれがある場合、調査の結果等に基づき、自らの責任と費用負担において、必要な時期に適切な対策を講じなければならない。
 - 4 受注者は、この契約に基づく業務の履行により近隣住民等に損害を与えた場合、自らの責任と費用負担において、賠償等を行わなければならない。
 - 5 受注者は、この契約に基づく業務の履行により公共施設を損傷した場合、補修方法等について発注者の事前承認を得た上で、補修等を行わなければならない。
 - 6 発注者は、基本条件図書において発注者が設定した条件に対する近隣住民等の要望活動、反対運動又は訴訟等に起因して受注者に増加費用が生じる場合は、当該増加費用を合理的な範囲内において負担しなければならない。当該増加費用の負担額及び支払方法について受注者との協議により決定する。

(請負代金額の支払)

- 第55条 受注者は、第44条第2項（同条第5項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に支払わなければならない。
 - 3 発注者がその責めに帰すべき事由により第44条2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(前金払及び中間前金払)

- 第56条 受注者は、設計業務及び施工業務において、保証事業法第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4（設計業務に係るものは10分の3）以内の前払金を発注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
 - 3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、設計業務、監理業務に係る部分は除くものとする。
 - 4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。
 - 5 受注者は、第59条の規定による部分払又は第45条第1項の規定により準用される第55条第1項の規定による部分引渡しに係る請負代金の支払いを請求した後にあっては、第3項の中間前払金の支払いを請求することができない。
 - 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（設計業務に係るものは10分の3、第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から、受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で、前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。以下この条から第58条までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
 - 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（設計業務に係る分は10分の4、第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
 - 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第57条 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第58条 受注者は、前払金をこの工事の設計業務及び施工業務における調査費、外注費、材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、令和__年__月__日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額を除き、工事の現場管理費及び一般管理費等のうち工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

(部分払)

第59条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び部分払の対象となる製造工場等にある工場製品（第40条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては基本条件図書又は設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金額相当額の10分の9以内の額について、次項から第6項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中3回を超えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分、出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは部分払の対象となる製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、基本条件図書又は設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金額相当額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 \leq 第1項の請負代金額相当額 \times $(9 / 10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$

7 第5項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金額相当額」とあるのは「請負代金額相当額から既に部分払の対象となつた請負代金額相当額を控除した額」とするものとする。

(第三者による代理受領)

第60条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第55条（第45条において準用する場合を含む。）又は第59条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払いに対する業務中止)

第61条 受注者は、発注者が第56条又は第59条又は第45条において準用される第44条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、この契約に基づく業務の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者がこの契約に基づく業務の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他のこの契約に基づく業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の解除権)

第62条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第4条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、この契約に基づく受注者の各業務に着手すべき期日を過ぎても各業務に着手しないとき。

(3) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内にこの契約に基づく受注者の業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(4) 第7条第1項、第34条第1項、第39条第1項各号、及び第51条第1項に掲げる者を設置しなかったとき。

(5) 正当な理由なく、第47条第1項の履行の追完がなされないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第65条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(2) 第4条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(3) 第4条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

(4) この契約に基づく受注者の業務の成果物又は工事目的物を完成することができないことが明らかであるとき。

(5) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設するなど当該工事の全部について再施工しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(6) 受注者がこの契約に基づく受注者の業務の成果物又は工事目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(7) この契約に基づく受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(8) この契約に基づく受注者の業務の成果物又は工事目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければこの契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

- (9) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的と達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (11) 受注者（受注者がグループ又は共同企業体であるときは、代表企業又は構成企業のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者又はその他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第63条 前条第1項各号及び第2項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の任意解除権）

第64条 発注者は、この契約に基づく業務が完了するまでの間は、第62条第1項又は同条第2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第65条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第35条の規定により設計図書又は基本条件図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減

少ししたとき。

- (2) 第19条の規定によるこの契約に基づく業務全部の履行中止期間がこの契約に基づく業務全体の履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。
ただし、中止がこの契約に基づく業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責に帰すべき事由による場合の解除の制限)

第66条 前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第67条 発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合においては、当該解除の時点におけるこの契約に基づく受注者の業務の既履行部分及び工事目的物の出来形部分であって、発注者が引渡しを受ける必要があると認められた既履行部分及び出来形部分を検査の上、当該部分のうち当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既履行部分及び出来形部分に相応する請負代金額を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第56条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第59条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第1項前段の既履行部分及び出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第62条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第64条又は第65条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、支給品があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給品が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人等の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工

事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第62条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第64条又は第65条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第68条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内にこの契約に基づく業務を完了することができないとき。
 - (2) この契約に基づく受注者の業務の成果物又は工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第62条の規定により、工事の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第62条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額額から部分引渡しを受けた部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。
- 6 第2項の場合（第62条第2項第10号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(債権の相殺)

第69条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、請負代金額請求権及びその他の債権を相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足分を支払わなければならない。

3 第1項の場合において、充当する金銭債権の順序は発注者が指定する。

(受注者の損害賠償請求等)

第70条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(1) 第65条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第55条の規定による請負代金額の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(談合その他の不正行為の場合における賠償金)

第71条 受注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対しこの契約及びこの契約に係る変更契約による請負代金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期間内に損害賠償金として支払わなければならない。この契約に基づく業務が完了した後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（同第8条の2第2項及び同第20条第2項において準用する場合を含む。）、同第8条の2第1項若しくは第3項、同第17条の2又は同第20条第1項の規定による措置を命じ、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び同第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その代表者又は役員、代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同第198条の規定による刑が確定したとき。

(4) その他受注者が前3号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。

2 前項の規定は、前項各号に定める事由により発注者に生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき発注者が受注者に賠償請求することを妨げるものではない。

3 受注者がグループ又は共同企業体である場合は、第1項各号及び前項中「受注者」とあるのは、「代表企業若しくは構成企業のいずれか」と読み替えるものとする。

4 前項の場合において、受注者が解散されているときは、発注者は、受注者の代表企業であった者又は構成企業であった者に第1項の規定による損害賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、受注者の代表企業であった者及び構成企業であった者は、共同連帯して第1項の額を発注者に支払わなければならない。

5 第1項の規定に該当する場合においては、発注者はこの契約を解除することができる。

(賠償金等の徴収)

第72条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴することができる。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収することができる。

(あっせん又は調停)

第73条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに、発注者が定めたものに、受注者が、不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による岡山県建設工事紛争審査会(以下次条において「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人又は統括責任者の職務の執行に関する紛争、主任技術者、監理技術者、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人等、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第52条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第74条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

第75条 この約款に定めのない事項については、倉敷市モーターボート競走事業の契約に関する規程及び倉敷市モーターボート競走事業工事施行規程の定めるところにより、同規定にも定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別紙1 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に係る規定

(1) 対象となる費用

対象となる費用は、別紙2に記載された施工業務費とする。ただし、発注者と受注者とが協議して工事の着工の日と認められる基準日を複数定め、それぞれについて請負代金額の変更を行う場合は、別紙2に記載された施工業務費から当該基準日の出来形部分に相当する金額を控除した費用とする。

(2) 変動の基準となる指標

基準となる指標は、原則として「建設物価」（一般財団法人建設物価調査会発行）の広島の実業費指数における「事務所（SRC造）」（事業者がSRC造以外の構造を提案した場合は、当該提案の構造を適用するものとする。）の工事原価（確定値）とする。ただし、その他の指標のうち客観的な指標として発注者が認める場合はこの限りでない。

(3) 変更方法

契約締結の日の属する月の指標値と施工業務における工事の着工の日（発注者と受注者とが協議して工事の着工の日と認められる基準日を複数定めた場合は、それぞれの基準日とする。）が属する月の指標値を比較し、1000分の15を超える変動がある場合に発注者又は受注者は、賃金水準又は物価水準の変動に基づく請負代金額の変更に応じなければならない。

請負代金額の増減額は次の計算式に従って算出する。なお、千円未満は切り捨てとする。

【増額スライドの場合】

$$S = A \{ (\alpha - 1) - 15 / 1000 \}$$

【減額スライドの場合】

$$S = A \{ (1 - \alpha) - 15 / 1000 \}$$

S : 請負代金額の増減額（消費税及び地方消費税を除く。）

A : 別紙2に記載された施工業務費

α : 物価変動率

$$\alpha = \{ (\text{着工の日が属する月の指標値}) / (\text{契約締結の日の属する月の指標値}) \}$$

なお、発注者と受注者とが協議して工事の着工の日と認められる基準日を複数定め、それぞれについて請負代金額の変更を行う場合の2回目以降の変更においては、「契約締結の日の属する月の指標値」を「直前のこの規定に基づく請負代金額変更の基準日が属する月の指標値」と読み替える。

別紙2 請負代金額の内訳（消費税及び地方消費税を除く。）

項目	内訳
設計業務費	金 円
施工業務費	金 円
工事監理業務費	金 円
合計	金 円

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び
 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第7条の規定による書面

(建築物に係る新築工事等の場合)

1. 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①造成等	造成等の工事 □有 □無
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有 □無
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有 □無
	④屋根	屋根の工事 □有 □無
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有 □無
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無

※届出書の写しを添付することでもよい

2. 解体工事に要する費用 (受注者の見積金額：直接工事費) _____ 円(税抜)

※新築工事等で解体のある場合は、3及び4へ記入すること。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地

※受注者が選択した施設を記載 (品目ごとに複数記入可)

※この欄に書ききれない場合は、別紙に必要事項 (特定建設資材廃棄物の種類、施設の名称及び所在地) を記載し、この書面とともに契約書に添付してください。

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
 (受注者の見積金額：直接工事費) _____ 円(税抜)

建築士法第22条の3の3の規定に基づく書面

発注者及び受注者は、建築士法第22条の3の3に基づき、本記載事項及び事業契約書（約款、基本条件図書、及び技術提案書等を含む）に従い、履行するものとする。

受託業務名称：倉敷市児島モーターボート競走場スタンド棟施設整備事業

建築士事務所の名称：
建築士事務所の所在地：
開設者氏名：
（法人の場合は開設者の名称及び代表者名）
区分（一級・二級・木造）：（ ）建築士事務所

1 対象となる建築物の概要

建設予定地：
主要用途：
工事種別：
規模等：

2 作成する設計図書の種類

当該契約における約款、基本条件図書、及び技術提案書等による。

注：「約款」とは、倉敷市児島モーターボート競走場スタンド棟施設整備事業契約約款をいう。

3 工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法

当該契約における約款、基本条件図書、及び技術提案書等による。

4 設計又は工事監理の一部を委託する場合の計画

設計又は工事監理の一部を委託する場合には、当該契約における約款、基本条件図書、及び技術提案書等により別途、倉敷市の承諾を得ます。

5 設計又は工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士

設計（工事監理）業務に従事することとなる建築士・建築設備士	
【氏名】	
【資格】（ ）建築士	【登録番号】
【氏名】	
【資格】（ ）建築士	【登録番号】
【氏名】	
【資格】（ ）建築士	【登録番号】
（建築設備の設計（工事監理）に関し意見を聞く者）	
【氏名】	
【資格】建築設備士	【登録番号】

注：従事する建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

6 報酬の額及び支払の時期

事業契約書、約款による。

7 契約の解除に関する事項

約款による。

令和 年 月 日

発注者 倉敷市児島元浜町6番地3
倉敷市
倉敷市モーターボート競走事業管理者 矢島 薫 印

受注者 所在地
商号又は名称
代表者氏名 印